

## 個人住民税(町県民税・森林環境税)の申告期限は3月17日(月)まで

今年も個人住民税(町県民税・森林環境税)の申告時期となりました。みなさんから提出される申告書は個人住民税だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定および軽減資料にもなる大切なものです。申告受付は役場税務課および下記表のとおり行いますので、期日までに申告を済ませましょう。

個人住民税(町県民税・森林環境税)の巡回申告受付日程表

日程	受付場所	時間	日程	受付場所	時間
2月4日 (火)	栗須下地集会所	9:00~10:00	7日 (金)	上組クラブ	9:30~11:30
	栗須青年会館	10:30~11:30		下市木公民館	14:00~16:00
	阪本コミュニティーセンター	13:30~14:30			
5日 (水)	西原集会所	9:00~10:00	10日 (月)	志原公民館	9:30~11:30
	中立コミュニティーセンター	10:30~11:30		神木公民館	14:00~16:00
	尾呂志公民館	14:00~15:30			
6日 (木)	引作集会所	9:00~10:00	12日 (水)	上市木公民館	9:30~11:30
	柿原公民館	10:30~11:30			
	上地集会所	13:30~14:30		阿田和公民館	14:00~16:30
	山地コミュニティーセンター	15:00~16:00			

個人住民税の申告書は郵送でも提出することができます。次の書類を役場税務課にご提出ください。

- ・記入済みの申告書
- ・収入や必要経費などがわかる書類(給与、公的年金の源泉徴収票や収支内訳書など)
- ・各種控除に必要な書類(生命・地震保険の証明書、医療費控除の明細書、社会保険料の支払額のわかる書類など)
- ・個人番号カード(マイナンバーカード)(両面)または通知カード(現在の氏名・住所が記載されている場合に限る)の写し
- ・本人確認書類(運転免許証等)の写し(※個人番号カードの写しを添付した場合は不要)

個人住民税の申告書は1月下旬頃各戸に郵送しております。(※全戸に届くものではありません。)  
申告書が届かない場合でも、申告が必要と思われる方は税務課までお問い合わせください。

### ○申告が必要な方(所得税の確定申告をする方は、個人住民税の申告は必要ありません。)

- ・営業、農業、不動産、一時、雑(公的年金以外)などの所得がある方
- ・給与所得または年金所得のある方で、その他の所得のある方
- ・収入が公的年金等のみでも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除などの各種控除を受けようとする方
- ・収入がない方で国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のある方

†問い合わせ先†

個人住民税(町県民税・森林環境税)に関すること 税務課課税係(☎ 3-0510)